

岐阜県公報

第千七百三十三号
平成十八年三月三十一日
(金曜日)

目次

規則

○岐阜県保健所診療等関係手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則

(健康・管理室) 二〇二

○岐阜県衛生試験等手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則

(同) (住宅課) 二〇二

告示

○岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

(学校人事課) 二〇三

○岐阜県土地利用基本計画の変更

(土地対策室) 二〇三

○農業振興地域の指定に関する告示の一部改正

(農業振興課) 二〇四

○道路の区域変更

(道路維持課) 二〇四

○道路の供用開始

(同) (二〇四)

○海津都市計画下水道事業の変更認可

(上下水道課) 二〇八

○輪之内町の区域内の字の区域変更

(西濃地域振興局) 二〇八

○保安林の指定

(東濃地域農山村整備事務所) 二〇九

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 二〇九

○設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) (二一〇)

○政治団体の異動事項の公表

(同) (二一一)

○訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表
○解散届が提出された政治団体の名称等の公表
○指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) (二一二)
(同) (二一三)
(同) (二一三)

内水面漁場管理委員会告示

○岐阜県内水面漁場管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正

(内水面漁場管理委員会) 二二三

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

(県民政策室) 二二四

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) (二二五)

○液化石油ガス販売事業者の認定の取消し

(消防課) 二二五

○指定管理者の指定

(観光交流課) 二二五

○県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地計画課) 二二六

○町営土地改良事業の換地計画の適当の決定

(同) (二二六)

○基本測量の終了

(用地課) 二二六

○岐阜都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 二二六

○土地区画整理組合の事業計画変更認可

(都市整備課) 二二七

○土地改良区役員の退任及び就任

(西濃地域農山村整備事務所) 二二七

住宅供給公社公告

○公営住宅又は共同施設の管理

(住宅課) 二二八

規 則

岐阜県保健所診療等関係手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

岐阜県保健所診療等関係手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県保健所診療等関係手数料の細目を定める規則（平成十二年岐阜県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表保健所レントゲン診断手数料の項第一号中「一、四二〇」を「一、四一〇」に改め、同項第二号中「一、三八〇」を「一、三七〇」に改め、同項第三号中「一、三五〇」を「一、三四〇」に改め、同項備考の欄中「七〇〇円」を「六九〇円」に、「六六〇円」を「六五〇円」に、「六四〇円」を「六三〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

岐阜県衛生試験等手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県衛生試験等手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県衛生試験等手数料の細目を定める規則（平成十二年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項第一号口中「二二〇」を「一九〇」に改め、同項第二号イ中「八〇」を「七〇」に改め、同号口中「二二〇」を「一九〇」に改め、同表二の項第六号中「二二

〇円」を「一八〇円」に、「五〇〇円」を「四四〇円」に改め、同表三の項第一号中「二一〇」を「九〇」に改め、同項第二号中「二二〇」を「九〇」に改め、同項第三号中「二八〇」を「二六〇」に改め、同項第四号中「二一〇」を「九〇」に改め、同項第五号及び第六号中「二八〇」を「二六〇」に改め、同項第七号及び第八号中「二一〇」を「九〇」に改め、同表四の項第二号イ中「三八〇」を「三四〇」に改め、同号口中「二六〇」を「二四〇」に改め、同項第三号イ中「五九〇」を「五〇〇」に、「三五〇」を「二九〇」に改め、同号口中「二、六〇〇」を「二、四三〇」に改め、同項第四号イ中「一、三四〇」を「一、一八〇」に改め、同号口中「三、一一〇」を「二、六九〇」に改め、同号ニ中「七六〇」を「七二〇」に改め、同号ホ中「五〇〇」を「四六〇」に改め、同表五の項第一号イ中「三二〇」を「二八〇」に改め、同号口中「一八〇」を「一六〇」に改め、同項第二号イ中「一、三四〇」を「一、一八〇」に改め、同号口中「二、二六〇」を「二、〇九〇」に改め、同号ハ中「一、〇九〇」を「一、〇一〇」に改め、同号ニ中「一、二六〇」を「一、〇九〇」に改め、同号ホ中「一、〇一〇」を「九二〇」に改め、同号ヘ中「五〇〇円」を「四六〇円」に、「二五〇円」を「二三〇円」に改め、同項第三号イ中「一、一八〇」を「一、〇一〇」に改め、同号口中「一、六八〇」を「一、四三〇」に改め、同号ハ中「二、二七〇」を「一、九三〇」に改め、同項第四号中「一、二六〇」を「一、〇九〇」に改め、同項第五号イ中「八四〇」を「七六〇」に改め、同号口中「二、三五〇」を「二、一〇〇」に改め、同項第六号イ中「一、九三〇」を「一、六八〇」に改め、同号口中「二、二七〇」を「一、九三〇」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県営住宅条例施行規則（昭和三十六年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

(管理の特例)

第三十一条 条例第四十九条第一項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を市町村又は岐阜県住宅供給公社に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、
第二条、第六条、第七条、第十二条、第十四条及び第十七条中「知事」とあるのは「市町村長又は岐阜県住宅供給公社理事長」と、別記第一号様式から別記第六号様式まで、別記第十四号様式から別記第二十号様式まで及び別記第二十三号様式から別記第二十五号様式までの様式中「岐阜県知事」とあるのは「市町村長又は岐阜県住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県教育委員会

委員長 山本善一郎

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

六、七〇六人	四〇一人	一二六人
--------	------	------

を

六、七五七人	四〇六人	一二七人
--------	------	------

に

四、〇七〇人	一九六人	五七人
--------	------	-----

を

三、		
----	--	--

九九六人	一九七人
------	------

に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

告
示

岐阜県告示第二百十四号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定めた岐阜県土地利用基本計画（昭和五十年岐阜県告示第五百四十九号）を変更したので、同条第十四項の規定において準用する同条第十三項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該関係図書は、岐阜県地域県民部土地対策室、関係地域振興局（地域振興局に置かれる事務所を含む）及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

基本計画図の一部を次のように変更する。

変更した地域	市 名	変更した地区	変 更 内 容
飛驒森林地域	飛驒市	古川町の一部	三ヘクタールの縮小
郡上農業地域	郡上市	明宝の一部	三ヘクタールの拡大
岐阜森林地域	岐阜市	北山の一部	八ヘクタールの縮小
多治見森林地域	多治見市	東町の一部	四ヘクタールの縮小
瑞浪・恵那森林地域	瑞浪市	陶町水上の一部及び陶町猿爪の	四二ヘクタールの縮小

恵那市	一部	
山岡町の一部		

岐阜県告示第二百十五号

農業振興地域の指定に関する告示（平成十七年岐阜県告示第五百六十五号）の一部を次のとおり改正する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

郡上地域の部を次のように改める。

六 郡上地域

郡上市のうち、別図の緑色で着色した区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部農業振興課及び中濃地域農林商工事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県岐阜建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百十八号	山県市田栗字水棚三六番一地从先から	前	四・五〇 五・〇〇	四四・〇〇	

同市同字同一番	後	五・〇〇 二二・〇〇 四四・〇〇

岐阜県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県岐阜建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	岐阜県道 岐阜市大字長良福光字猿 尾二五三三番六地先から 同市若竹町一丁目一番 一地从先まで	後	九・〇〇 二五・五〇	二二・〇〇 二二・〇〇	二二・〇〇	

岐阜県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県大垣建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県捐斐建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類
養羽 老島線	路線名
養老郡養老町栗笠字仲田四七 二番一地从 同郡同町岩道字長代一八 番一地从先まで	区間
四五六・五	延長 (メートル)
平成 一六・三・三	供用開始 の期日
平成 二四・二・二〇	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 示年(月)日 か)

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県可茂建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

加茂郡七宗町神淵字上戸 呂二三五一番一地从先から 同郡同町同字米野 二二二番一地从先まで		道路の種類
可児線 金山		路線名
区		間
後 B	前 B A	区域 変更 前後
二・〇 五・八	二・〇 五・八	敷地の幅員 （メートル）
二七・〇	二七・〇 六三・〇	延長 （メートル）
BA及び関係図の表示方法 すにの表示方法を 分ける う。		備考

岐阜県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県可茂建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	----	---------	-------------	----------	----

七

宗

同市

町字西田二三

八・三・三

一六・三・九

九番一

地先

まで

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

三

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

多

治

見

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

四

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

多

治

見

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

三

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

多

治

見

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

二

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

可

茂

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

一

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

可

茂

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

二

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

可

茂

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

一

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

可

茂

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

二

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

可

茂

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

一

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

可

茂

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

二

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

可

茂

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

一

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

可

茂

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

二

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

可

茂

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

一

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

か

ら

二

週

間

岐

阜

県

基

盤

整

備

部

道

路

維

持

課

及

び

岐

阜

県

可

茂

建

設

事

務

所

に

お

い

て

一

般

の

縦

覧

に

供

す

る

。

平

成

十

八

年

三

月

三

十

一

日

岐

阜

県

知

事

古

田

肇

岐

阜

県

告

示

第

二

百

二

十

二

号

道

路

法

（

昭

和

二

十

七

年

法

律

第

百

八

十

号

）

第

十

八

条

第

二

項

の

規

定

に

よ

り

、

次

の

道

路

の

供

用

を

開

始

す

る

の

で

告

示

す

る

。

な

お

、

そ

の

関

係

図

面

は

、

平

成

十

八

年

三

月</

道路 種類	
路線名	武岐並線 土岐市 多治見
区間	土岐市土岐津町土岐口字沓掛一五〇八番地先から同市同町同字四ツ屋一四二七番の五九地先まで
延長（メートル）	六〇・〇
供用開始の日	平成 六・三・三一
備考（区域又はその部分の決定又は変更の告示年月日）	平成 二三・二・二三

岐阜県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県下呂建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

				道路 種類
				路線 名
下呂市萩原町花池字川原 一四六番の三池先から	同 市同 町同 字川原 一四六番の三池先まで	下呂市萩原町花池字下田 二六三番の九池先から	同 市同 町花池字下田 二六三番の九池先まで	区 間
A	後	前	別前変区 後更域	
一四・五 三・〇	一六・五 三三・〇	一六・五 三三・〇	ル(メイト 員敷地 の幅	
二六・五	三七・〇	三七・〇	ル(メイト 延長	
る表図は及EQAR 敷示面は関びFGDR 地にすに係	重 用	十 一 部	国 道 四 号	備 考

[illegible]

岐阜県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県高山建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	高山井線 停車場	高山市山口町一五二八番二地 先から	同市同町一七九八番二地 先まで	二六・七・二	平成一八・三・三	平成一五・三・二 平成一六・九・三

岐阜県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十八年三月三十一日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県古川建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）

県道	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
岐阜県告示第二百二十八号	檜ヶ岳公園線	高山市奥飛騨温泉郷中尾字野尻坂二番六二地先から	同市奥飛騨温泉郷神坂字長入平五八七番二六地先まで	一三〇・〇	平成一八・三・三	平成一八・三・七

岐阜県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により海津都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
海津市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
海津都市計画下水道事業 海津市公共下水道
- 三 事業施行期間
平成二十年十一月三十日から
同 二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、輪之内町の区域内の字の区域を変更した旨輪之内町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであって、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字 新たに画する字の区域に含まれる従前の字

藻池新田字北友	藻池新田字池田の一部
藻池新田字南友	藻池新田字池田の一部、字北友の一部、字菅田の一部
藻池新田字菅田	藻池新田字池田の一部

この処分は、県営土地改良事業（輪之内南部地区第2工区）に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲 示 場

西濃総合庁舎及び輪之内町役場

二 掲 示 物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲 示 期 間

平成十八年三月三十一日から

同 年四月二十一日まで

岐阜県告示第二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

中津川市茄子川字中垣外一六八八の四七、一六八八の四九

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐に係る伐採をすることのできる立木は、中津川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を東濃地域農山村整備事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年三月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 久 子

1 平成18年3月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

1,694,793人

2 総数の50分の1の数 33,896人
3 総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 349,133人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	326,043	108,681
大垣市	135,829	45,277
高山市	52,967	17,656
多治見市	83,714	27,905
関市	60,014	20,005
中津川市	46,267	15,423
美濃市	33,954	11,318
瑞浪市	32,753	10,918
羽島市	53,480	17,827
恵那市	28,761	9,587
美濃加茂市	38,017	12,673
土岐市	59,918	19,973
各務原市	108,483	36,161
可児市	91,891	30,631
山県市	25,247	8,416
郡上市	39,581	13,194

下呂市	31,792	10,598
海津市	32,334	10,778
羽島郡	53,464	17,822
養老郡	32,163	10,721
不破郡	29,953	9,985
安八郡	23,714	7,905
揖斐郡	59,292	19,764
本巣郡	78,669	26,223
加茂郡	46,716	15,572
恵那郡北	22,573	7,525
恵那郡南	17,245	5,749
大野郡	16,278	5,426
吉城郡	33,681	11,227

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第二項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第二項の規定により、その名称等を次の
とおり告示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 遠藤 久子

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第二項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 遠藤久子

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党板取村支部	代表者	長屋和伸	田中善隆
自由民主党神岡町支部	主たる事務所の所在地	飛騨市神岡町下之本44 9	飛騨市神岡町殿414
自由民主党岐阜県支部連合会	代表者	上家春雄	洞口英夫
自由民主党岐阜県支部連合会	代表者	宮嶋和弘	古屋圭司
自由民主党高山市支部	会計責任者	平野恭弘	猫田孝三
自由民主党武蔵那支部	会計責任者	針山順一朗	杉本健隆
自由民主党武蔵那支部	代表者	長屋和伸	田中善隆

[illegible]

白川町藤井孝男後援会	会計責任者	細 江 茂 樹	安 江 和 芳
野田聖子後援会連合会藍川支部	主たる事務所の所在地	岐阜市向加野2-15-20	岐阜市岩井3-9-39
野田聖子後援会連合会いすみ支部	代 表 者	大 野 八 玄	佐 藤 義 雄
野田のりおを育てる会	会計責任者	大 野 加 代	三 嶋 雅 浩
羽翔会	主たる事務所の所在地	岐阜市太郎丸中島142-2	岐阜市太郎丸樫木37-3
	代 表 者	藤 吉 琢 美	西 川 孝 之
	会計責任者	佐 伯 富 男	深 尾 庄 市
	主たる事務所の所在地	大垣市赤坂新町4-134-1	大垣市河間町5-241-1
	代 表 者	森 義 雄	栗 山 昇

岐阜県防衛後援会及び関係団体の職員名簿（平成十八年分）中

岐阜県防衛後援会	HI17. 3.24	150,000	0	150,000	11,454	138,546	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150,000	0
岐阜県防衛後援会	HI17. 3.24	150,000	0	150,000	22,559	127,441	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150,000	0
岐阜県防衛後援会	0	0	0	0	0	11,454	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,454	0	0
岐阜県防衛後援会	0	0	0	0	0	22,559	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,559	0	0

のりお

武蔵郡自民クラブ	主たる事務所の所在地	関市板取6546-3	関市板取2929-3
山田忠平後援会	代 表 者	長 屋 和 伸	田 中 善 隆
	代 表 者	森 直 也	森 新一郎

岐阜県選挙管理委員会公告第三十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、修正届があったので、次のとおりその要旨を公表する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 渡 藤 久 子

岐阜県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

示す。

平成十八年三月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤久子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
岩永和利を育てる会	岩永敏彦	岩永律子	養老郡養老町三神町594	平成16年4月30日			
金山町の明日を考える会	中島誠之介	加藤孝次	下呂市金山町金山2062—4	平成18年1月18日			
岐阜県地方自治研究会	梶原拓	林嘉治	岐阜市藪田南1—7	平成17年3月31日			
澤幸作後援会	澤幸作	白木弘一	大野郡白川村飯島12	平成16年10月28日			
21世紀の平田町を築く会	横山善郎	横山総	海津市平田町今尾2946—2	平成18年3月7日			

岐阜県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤久子

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
梶原拓	岐阜県知事	岐阜県地方自治研究会	岐阜市藪田南1—7	梶原拓

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

岐阜県内水面漁場管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成十六年岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

澤幸作	白川村議会議員	澤幸作後援会	大野郡白川村飯島12	澤幸作
横山善郎	平田町長	21世紀の平田町を築く会	海津市平田町今尾2946—2	横山善郎

平成十八年三月三十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会
会長 桑 田 宜 典

第二条第二項第二号中「県の機関の」を「県の機関等の」に改める。
第五条中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十八年二月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヒューマンライツぎふ

三 代表者の氏名 中山 文夫

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市白山町二丁目八番地の三

五 定款に記載された目的 この法人は、人権問題に悩む方々や広く社会に向けて、

人権の擁護に関する様々な啓蒙啓発や社会的弱者とされている方々への支援等の活動を行い、一人ひとりが個人としての人権を尊重され、誰もが差別されない社会の実現に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十八年三月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 山と水のすばる99

三 代表者の氏名 山田 征弘

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市八代三丁目八番四号

五 定款に記載された目的 この法人は、全ての日本人及び在日外国人に対して、

近代的な生活環境で健康且つ快適な空間を享受する為、情報伝達、啓蒙活動を展開し、健康及び環境並びに街づくりに関して、人々の健康の保護支援及び生活環境の保全並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十八年三月十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人西濃地域精神障害者家族会いぶき

三 代表者の氏名 会 早崎 淳二

四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市中野町五丁目九六番地二

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県西濃地域における精神障害者やその

家族の生活支援に関する事業及び精神保健福祉の増進

に関する事業を行うことにより、地域社会の向上に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十八年三月十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ポランの広場推進協議会

三 代表者の氏名 築山 軍平

四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市陶町水上二六七番地の一

五 定款に記載された目的 この法人は、水上区民及びその周辺の人々が相互に信頼・協力し、土地利用計画、地域開発、産業活性化及び人々の福祉向上に関する事業を行うことにより、産業の活力を高め、若者の定住を促進し、高齢者の幸福を追求し、区民及びその周辺の人々の福祉向上を図ることを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十八年三月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人住まいるライフサポート

三 代表者の氏名 林 丙午

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市若宮町二丁目九番地八
五 定款に記載された目的 この法人は、少子高齢化社会に伴う住まいに関する問題に直面するマンション等の経営者や地域で安心して暮らし続けることができる住宅を求める高齢者等に対して、賃貸マンション等の住宅建築関連知識の提供、高齢者向け優良賃貸住宅等の経営や入居への支援、入居者への福祉サービス提供等の事業を行うことにより、少子高齢化社会における各種住宅問題の解決を図り、まちづくりの健全な発展と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○液化石油ガス販売事業者の認定の取消し

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の十第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者の認定を取り消したので、同法第八十八条第二項の規定により公示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住 所	取 消 年 月 日
株式会社ヤマセ坂井商店 代表取締役 坂井 茂夫	各務原市蘇原古市場町 二丁目一七八番地	平成一八・ 三・ 一三

○指定管理者の指定

岐阜県恵那山高原国民休養地に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成十七年岐阜県条例第五十号）附則第二項の規定により公示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

恵那市長島町正家一丁目一番地一
恵那市

二 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
白 川 郷 地 区	白 川 村 役 場	平成一八・三・三一から 同 四・二八まで

○町営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、揖斐川町営土地改良事業川上地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成十八年三月三十一日から

同 年四月二十八日まで

二 縦覧場所

揖斐川町役場

○基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量作業）

三 作業期間

平成十七年六月九日から

同 十八年三月十四日まで

四 作業地域

高山市、多治見市、関市、中津川市、恵那市、可児市、本巣市、郡上市、下呂市、養老郡上石津町、揖斐郡揖斐川町及び大野町並びに加茂郡白川町

○岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画第一種市街地再開発事業 柳ヶ瀬通北地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画室

○岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 柳ヶ瀬通北地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県基盤整備部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画室

○土地区画整理組合の事業計画変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 組合の名称

島田土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十二年三月七日から

同 十八年三月三十一日まで

三 施行地区

事業計画において表示するとおり

四 事務所の所在地

養老郡養老町高田字栗下一二三〇番地の一

五 設立認可の年月日

平成十二年二月二十九日

六 変更の内容

事業施行期間

平成十二年三月七日から

同 十九年三月三十一日まで

七 変更認可の年月日

平成十八年三月三十一日

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所
西濃用水土地改良区連合	平成一八・三・二	理事	高橋 弘	大垣市古宮町 一四三八番地

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所
西濃用水土地改良区連合	平成一八・三・二	理事	高橋 弘	大垣市古宮町 一四三八番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住所
西濃用水土地改良区連合	平成一八・三・三	理事	高田 久義	一丁目六四九番地一

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住所
西濃用水土地改良区連合	平成一八・三・三	理事	高田 久義	一丁目六四九番地一

住宅供給公社公告

岐阜県住宅供給公社公告第一号

本公社において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定により公告する。

平成十八年三月三十一日

岐阜県住宅供給公社

理事長 薫 田 大二郎

一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称

岐阜県住宅供給公社

二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第三条第一項に規定する県営住宅及びその共同施設（ただし、北方住宅及びその共同施設のうち平成九年四月一日以後に供用を開始したものを除く。）

三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例（平成十七年岐阜県条例第六十二号）の規定による改正後の岐阜県営住宅条例第四十九条第二項各号に掲げる権限を行うこと

四 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

平成十八年三月三十一日印刷
平成十八年三月三十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）